

【所得制限限度額表】

母・父または養育者本人の前年所得(1月から9月に申請する場合は前々年)を、税法上の扶養親族の数と照らし合わせてみてください。

配偶者、兄弟姉妹または3親等以内の直系血族で同居している親族がいる場合は、その人の所得にも制限があります。下記の金額以上は手当の全部が停止されます。

(単位:円)

税法上の扶養人数	父、母又は養育者				孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者 (同居の扶養親族)	
	全部支給 (下記の金額以上は手当が一部停止されます)		一部支給 (下記の金額以上は手当が全額停止されます)		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0人	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1人	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2人	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3人	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4人	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5人	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000
備考	(1)同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族がある場合は、1人につき10万円が加算 (2)特定扶養親族(又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族)がある場合は、1人につき15万円が加算				老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円加算 (扶養親族等の全員が70歳以上の場合は一人を除く)	

令和4年(2022年)4月1日現在

所得から控除できる金額

雑損控除
 医療費控除
 小規模企業共済等掛金控除
 配偶者特別控除
 公共用地取得による土地代金等の特別控除

} 相当額

障害者控除 27万円
 特別障害者控除 40万円
 勤労学生控除 27万円
 社会保険料 一律 8万円

(母による受給の場合は、寡婦控除27万円、ひとり親控除35万円が、父による受給の場合はひとり親控除35万円が適用されません。)

※詳細について、またご不明な点などありましたら担当課までお問い合わせください※